



2009年度 1月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定

1級 学科試験

< 応用編 >

実施日 2010年1月24日(日)

試験時間 13:30~16:00(150分)

注 意

1. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
2. 筆記用具、計算器具(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
3. 試験問題については、特に指示のない限り、2009年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
4. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
5. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
6. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
7. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で中途退出できます。中途退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡ししてください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

この試験の模範解答は1月24日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www.kinzai.or.jp/answer/fp.html>)

3月4日(予定)に受検者全員に合否通知書を送付するほか、当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

(<http://www.kinzai.or.jp/ginou/>)

厚生労働大臣指定試験機関 社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区南元町19 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

1. 応用編の設例は、【第1問】から【第5問】まであります。
2. 各問の問題番号は、「基礎編」(50問)からの通し番号となっています。
3. 最後に、速算表等の資料がありますので、適宜利用してください。
4. 解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとしてください。
5. 解答は、解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問51》～《問53》）に答えなさい。

《設 例》

会員のAさん（59歳）は、妻Bさん（54歳）と母親Cさん（83歳）との3人暮らしである。Aさんの勤務先X社は、満60歳の定年制を採用しているが、平成18年度から継続雇用制度を導入している。Aさんは、定年退職後もX社の継続雇用制度を利用して同社に勤務し、その間に雇用保険法の教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受けたいと考えている。

また、Aさんは、現在、母親Cさんが加入している後期高齢者医療制度について理解したいと思っている。

そこで、Aさんは、雇用保険法の教育訓練給付金を含めて、X社の継続雇用制度を利用して同社に再雇用された場合の社会保険からの給付、および後期高齢者医療制度についてのアドバイスを、ファイナンシャル・プランナーであるDさんに求めることにした。

なお、Aさんに関する資料は、以下のとおりである。

< Aさんの家族構成と社会保険の加入歴等 >

- Aさん（本人）：昭和25年6月3日生まれ
：厚生年金保険の加入歴
・昭和48年4月1日から引き続き被保険者である。
：全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である。
：国民年金の加入歴
・昭和45年6月から昭和48年3月までは、大学生であったため任意加入していない。
：雇用保険の一般被保険者である（昭和48年4月～現在に至る）
- Bさん（妻）：昭和30年3月10日生まれ
：厚生年金保険の加入歴
・昭和48年4月～昭和53年10月（67月）
：国民年金の加入歴
・昭和53年11月から昭和61年3月までは、任意加入していない。
・昭和61年4月1日から第3号被保険者である。
：現在および将来も、Aさんと生計維持関係にあるものとする。
：現在および将来も、障害基礎年金の受給権を取得することはないものとする。
- Cさん（実母）：大正15年2月25日生まれ
：後期高齢者医療制度の被保険者である。
：収入は、遺族厚生年金のみである。
：Aさんの税務上の扶養控除対象者である。
- 子ども（2人）：長男と長女がいるが、ともに結婚して独立している。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問51》 Aさんの母親であるCさんが加入している後期高齢者医療制度について、Dさんが説明した次の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。

後期高齢者医療制度の被保険者は、75歳以上の者、または65歳以上75歳未満の者で一定の障害の状態にある旨の後期高齢者医療広域連合の認定を受けたものである。ただし、生活保護法による保護を受けている者など一定の要件に該当する者は、後期高齢者医療制度の被保険者にならない。

また、後期高齢者医療制度では、被保険者全員が保険料を負担することになる。保険料は、原則として、所得割額と()により算定される。

Aさんの母親であるCさんの収入が遺族厚生年金のみであるため、平成21年度にCさんが負担する保険料は、()で算定されることになる。

保険料の納付方法には、特別徴収と普通徴収の2種類があるが、公的年金制度から年額()千円以上の年金を受給している被保険者の保険料については、原則として年金から特別徴収されることになっている。ただし、被保険者は、市区町村の窓口で納付方法変更の申し出をすることにより、特別徴収から「口座振替」に変更することができる。

また、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合算額が、年金受給額の()を超える被保険者については、後期高齢者医療保険料を納付書や口座振替等により納めることになる。

《問52》 Aさんが、予定どおりに60歳の定年退職後もX社の継続雇用制度を利用して同社に勤務し、その間に雇用保険法の教育訓練給付金を受給するとした場合、Dさんが説明した次の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の語句群のなかから選び、解答用紙に記入しなさい。

Aさんが、過去に雇用保険法の教育訓練給付金の支給を受けていない場合で、かつ、60歳以後も雇用保険の一般被保険者としてX社に勤務し、その間に厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合、Aさんは、教育訓練給付金を受給することができる。ただし、そのためには、原則として当該教育訓練が終了した日の翌日から()以内に請求手続を行う必要がある。

なお、Aさんが過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合には、その給付金に係る教育訓練を開始した日以前の被保険者期間を除いて算定した被保険者期間(支給要件期間)が()以上必要となる。

教育訓練給付金の額は、教育訓練経費(入学料および受講料)の()%相当額であるが、その額が、4千円を超えない場合は給付金が支給されず、100千円を超えるときは100千円が支給されることになる。

語句群

1カ月	2カ月	3カ月	3年	4年	5年	10	20	30
-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----

《問53》 Aさんが、60歳の定年退職後もX社の継続雇用制度を利用して同社に勤務し、65歳で退職した場合、以下の<条件>と<資料>の計算式を利用して、Aさんが退職後に受給できる公的年金制度からの老齢給付の金額（物価スライド特例年金額，平成21年度価額）を、次の ， の順序に従って求めなさい。計算過程を示し、答は円単位とすること。年金額の端数処理は、50円未満を切捨て、50円以上100円未満は100円に切上げとし、計算過程における端数処理は円未満を四捨五入すること。

老齢基礎年金の年金額はいくらか。

老齢厚生年金の年金額はいくらか。

<条件>

- (1) 厚生年金保険の被保険者期間
- ・ 昭和48年4月～平成15年3月（360月）
 - ・ 平成15年4月～平成27年5月（65歳到達時点，146月）
- (2) 平均標準報酬月額および平均標準報酬額（65歳到達時点見込み）
- ・ 平均標準報酬月額：410,000円
 - ・ 平均標準報酬額：560,000円

<資料>

- (a) 老齢基礎年金の年金額
（保険料免除期間を有しないときの計算式，物価スライド特例年金額，平成21年度価額）

$$\text{「老齢基礎年金の額} = 792,100\text{円} \times \frac{\text{保険料納付済期間の月数}}{\text{加入可能年数} \times 12}\text{」}$$

- (b) 老齢厚生年金の計算式（物価スライド特例年金額，平成21年度価額）
「老齢厚生年金の年金額 = (報酬比例部分の額 + 経過的加算額) + 加給年金額(注)」

- ・ 報酬比例部分の額
= (平均標準報酬月額 × 乗率 × 平成15年3月までの被保険者期間の月数 + 平均標準報酬額 × 乗率 × 平成15年4月以後の被保険者期間の月数) × 1.031 × 0.985

報酬比例部分の給付乗率（1,000分の）			
総報酬制導入前		総報酬制導入後	
新乗率	旧乗率	新乗率	旧乗率
7.125	7.5	5.481	5.769

- ・ 経過的加算額 = 1,676円 × 被保険者期間の月数 × 0.985
- 792,100円 × $\frac{\text{昭和36年4月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{\text{加入可能年数} \times 12}$

(注) 配偶者の加給年金額396,000円（物価スライド特例措置による平成21年度価額）は、一定の要件を満たしている場合のみ加算すること。

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて，下記の各問（《問54》～《問56》）に答えなさい。

《設 例》

Aさんは，株式投資を始めるにあたり，株式の発行企業の財務分析を行って長期的なスタンスで成長株投資を行おうと考えている。具体的には下記の手私鉄株式への投資を検討しているが，連結財務諸表などから作成した【財務データ】を参考にして投資銘柄を決定したいと思っている。そこで，ファイナンシャル・プランナーに相談することにした。なお， はマイナスを表している。

【財務データ】

(単位：百万円)

		X 鉄道	Y 鉄道	Z 鉄道
資 産 の 部 合 計		1,403,567	1,212,647	1,861,294
負 債 の 部 合 計		1,142,414	1,006,054	1,671,696
純 資 産 の 部 合 計		261,153	206,593	189,598
(内 訳)	株 主 資 本	135,927	119,837	114,322
	評 価 ・ 換 算 差 額 等	38,327	71,188	66,201
	少 数 株 主 持 分	86,899	15,568	9,075
営 業 収 益		601,884	665,034	967,573
営 業 利 益		32,289	24,223	43,237
経 常 利 益		25,659	19,055	23,445
当 期 純 利 益		16,090	11,574	16,077
配 当 金 総 額		4,271	3,519	8,529
営業活動によるCF		65,956	34,120	47,574
投資活動によるCF		53,885	33,955	43,796
財務活動によるCF		11,838	1,694	129
現金等期末残高		24,882	7,366	29,113

上記以外の条件は考慮せず，各問に従うこと。

《問54》 【財務データ】に掲載の鉄道各社の財務状況に関する次の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。計算結果は小数点以下第3位を四捨五入すること。

投資者から見た経営効率を測る代表的な指標である自己資本利益率（ROE）で各社を比較すると、X鉄道が（ ）%で他の2社を上回っている。また、企業全体の経営効率を測る代表的な指標である使用総資本事業利益率の代用指標として使われる総資産経常利益率を貸借対照表日（期末値）で比較すると、X鉄道が（ ）%で他の2社を上回る結果となる。さらに、当期純利益と配当金総額の関係を示す（ ）で比較すると、Z鉄道が53.05%と3社中で最も高い。

《問55》 【財務データ】に基づいて、Y鉄道の貸借対照表日における、自己資本比率と営業キャッシュフロー対有利子負債比率（負債合計の68%が有利子負債であると仮定）を求めなさい。なお、計算過程を示し、計算過程および計算結果は表示単位の小数点以下第3位を四捨五入すること。

《問56》 【財務データ】に掲載の鉄道各社の理論株価に関する次の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の語句群のなかから選び、解答用紙に記入しなさい。

理論株価モデルのなかの「定率成長モデル」は、長期的には配当総額と利益総額が一致して定率の成長をするという前提で、予想配当や予想利益を（ ）から期待成長率を控除した値で除して株式の内在価値を求める。期待成長率は、市場価格のリスクプレミアムから試算する方法もあるが、簡便法として企業の内部留保を事業に再投資して得られる理論成長率である（ ）成長率を代用することがある。この理論成長率は、自己資本利益率に（ ）を乗じて求めることができる。

語句群

配当利回り	サステナブル	標準偏差	カバレッジ	マーケット
期待割引率	実績成長率	内部留保率	外部流出率	

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問57》～《問59》）に答えなさい。

《設 例》

製造業を営むX社（資本金50,000千円、青色申告法人、非上場の同族会社（ただし、特定同族会社や特殊支配同族会社には該当しない））の平成22年3月期（平成21年4月1日～平成22年3月31日）における法人税の申告に係る資料は、以下のとおりである。なお、はマイナスを表している。

資料

・平成22年3月期の役員に関する事項

X社から取締役Aさんに簿価4,500千円の土地を2,000千円で売却したが、この土地の適正な時価は3,000千円である。

この際にX社は、

（借）現金預金 2,000千円 （貸）土地 4,500千円

（借）土地売却損 2,500千円

の仕訳を行っている。

なお、X社では、所轄税務署長に対して役員給与の「事前確定届出給与に関する届出書」は提出していない。

・平成22年3月期の交際費等に関する事項

当期における交際費の金額は7,300千円で、全額、損金経理により支出している。

このうち、1人当たり5,000円以下の飲食費（得意先との会食によるもので、もっぱら社内の者同士で行うものは含まれておらず、所定の事項を記載した書類も保存されている）の合計額250千円が含まれている。その他のものはすべて税務上の交際費等に該当する。

・平成22年3月期の「法人税・住民税および事業税」に関する事項

(1) 損益計算書に計上されている「法人税・住民税および事業税」は、預金の利子について源泉徴収（特別徴収）された所得税60千円・道府県民税の利子割額20千円、および平成22年3月期確定申告の見積納税額2,500千円（未払法人税等の期末残高は2,500千円である）の合計金額2,580千円である。

(2) 所得税額、道府県民税の利子割額は、当期の法人税額、道府県民税額よりそれぞれ控除することを選択する。

・その他

前期からの繰り越された青色欠損金（平成20年3月期に生じたもの）が700千円ある。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問57》 X社の平成22年3月期の 資料 と以下の 条件 をもとに，同社の法人税申告に係る 略式別表四(所得の金額の計算に関する明細書) の空欄 ~ に入る最も適切な数値を， 解答用紙に記入しなさい。なお，別表中の「***」は，問題の性質上伏せてある。

条件

- ・設例に示されている数値等以外の事項は，いっさい考慮しないこととする。
- ・所得金額の計算上，選択すべき複数の方法がある場合は，X社にとって有利になるような方法を選択すること。

略式別表四(所得の金額の計算に関する明細書)

(単位 千円)

区 分		総 額
当期利益の額		3,800
加 算	損金の額に算入した道府県民税利子割額	20
	損金の額に算入した納税充当金	()
	役員給与の損金不算入額	()
	交際費等の損金不算入額	***
	∴	
小 計		***
減 算	∴	
	小 計	0
仮 計		***
法人税額から控除される所得税額		()
合 計		***
欠損金の当期控除額		()
所得金額または欠損金額		***

《問58》 前問《問57》を踏まえ，X社が平成22年3月期の確定申告により納付すべき法人税額を 求めなさい。計算過程を示し，答は千円単位とすること。

《問59》 法人税における交際費等の損金不算入制度に関する次の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を下記の語句群のなかから選び、解答用紙に記入しなさい。ただし、平成21年4月1日以降に終了する事業年度を前提とする。

法人税における交際費等の損金不算入制度は、法人の冗費や濫費を節約し、内部資本の増強を図るために創設された制度である。

この制度では、法人の交際費等の額は、原則としてその全額が損金不算入となる。

しかし一方で、資本金の額または出資金の額が上限()までの法人については、定額控除限度額が認められ、その金額は政府の経済危機対策により()となった。

これにより、交際費等のうち()以下の金額についてはその()の金額が、所得の金額の計算上、損金の額に算入されず、()を超える場合、その超える部分の金額については、その全額が、所得の金額の計算上、損金の額に算入されないことになる。

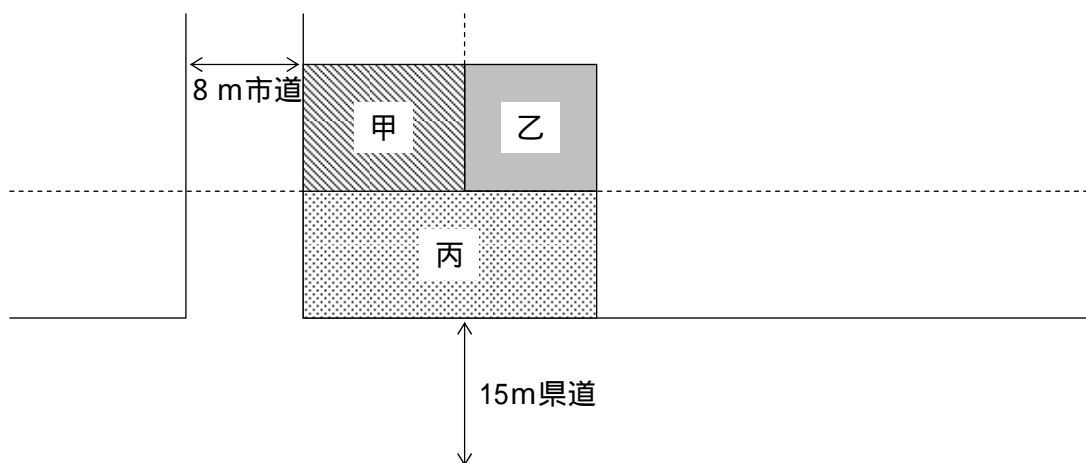
語句群					
10,000千円	50,000千円	100,000千円	4,000千円	6,000千円	5%
10%	20%				

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問60》～《問62》）に答えなさい。

《設例》

Aさんは、昨年、父が他界し、その相続により代償分割として金銭を取得した。Aさんは将来に備えて、賃貸用不動産を所有したいと考えていたが、不動産業者から現在、空き地となっている下記の500㎡の店舗事務用地（以下、「対象地」という）を紹介された。Aさんは対象地を平成22年中に取得する予定であるが、当面は建物を建てずに、時間貸し駐車場として利用するつもりである。Aさんは、対象地の取得後の活用等についてファイナンシャル・プランナーに相談することにした。



対象地の概要

	甲の部分	乙の部分	丙の部分
土地面積	150㎡	100㎡	250㎡
用途地域	準住居地域	第一種中高層住居 専用地域	近隣商業地域
指定建ぺい率	60%	60%	80%
指定容積率	300%	200%	400%
防火地域等	防火地域	準防火地域	防火地域

なお、この土地は建ぺい率の緩和につき特定行政庁が指定した角地である。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問60》 「特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除」(租税特別措置法35条の2) に関する次の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の語句群のなかから選び、解答用紙に記入しなさい。

「特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除」(以下、「本特別控除」という) は、個人が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した国内にある土地等を譲渡したとき、譲渡の年の1月1日において所有期間が() を超える場合は、一定要件のもと、その長期譲渡所得の金額から() を控除する(その長期譲渡所得の金額を限度) というものである。

本特別控除の適用を受ける場合は、原則として、適用を受けようとする年分の確定申告書に本特別控除の適用を受ける旨を記載し、所定の書類を添付して、確定申告をする必要がある。また、適用を受けるうえで、土地等の取得については、取得時に、()

語句群

3年	5年	10年	10,000千円	20,000千円	30,000千円
譲渡益の80%に相当する額			譲渡益の60%に相当する額		
特に届出を行う必要はない			特例適用承認申請を行う必要がある		

《問61》 対象地に耐火建築物を建築する(敷地は甲、乙、丙のすべての部分にわたる) 場合に適用される 建ぺい率の上限、容積率の上限を求めなさい。計算過程を示し、答は%表示とすること。

《問62》 Aさんが、自己資金および借入金により対象地を購入した場合、債権金額50,000千円の普通抵当権の設定登記を行ったときの登録免許税の税額、不動産取得税の税額を、次の条件に基づき求めなさい。なお、抵当権の設定は、住宅取得資金の貸付等に係るものではなく、対象地は、特例適用住宅用の土地ではない。計算過程を示し、答は円単位とすること。

条件

対象地の固定資産課税台帳登録価額	90,000千円
借入債務額	50,000千円
対象地の地目	宅地

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問63》～《問65》）に答えなさい。

《設 例》

X社（印刷業）は、40年以上の業歴のある非上場会社である。大手出版社からの安定した受注があるため、これまで安定的に事業を拡大してきた。Aさん（65歳）は、X社の2代目社長であり、役員在任期間は30年である。後継者として予定している長男は、大学卒業後、他の印刷会社に約10年勤務し、5年前にX社に入社した。現在は経営について勉強中である。

X社は堅実な経営のもと、収益性等が高い優良な会社であるが、それが自社株の評価額に影響し、Aさんは将来の遺族の相続税の負担を心配している。これまで、この問題については特段の対策を講じていないため、長男が後継者として入社しているいまのうちに、自分が保有している自社株を有効に移転したいと考えている。そこでAさんは、どのような方法で保有する自社株を移転したらよいか、ファイナンシャル・プランナーに相談することにした。

X社の財務内容、株主構成等は、以下のとおりである。

- (1) 発行済株式総数 1,600株（普通株式、すべての株式について1株につき議決権は1つ）
- (2) 資本金等の額 80,000千円
- (3) 株主と持株割合 Aさん80%、Aさんの妻20%
- (4) 業種 印刷業
- (5) 従業員数（継続勤務） 60人
- (6) 最近3カ年の決算状況（抜粋）

	売上高	所得金額	配当金額
平成22年1月期	2,095百万円	285百万円	8,000千円
平成21年1月期	2,350百万円	320百万円	12,000千円*
平成20年1月期	2,180百万円	303百万円	8,000千円

* 記念配当2,000千円が含まれている

- (7) X社の株式評価（相続税評価額）に関する資料
 - ・ 株式評価上の会社規模は、「大会社」に該当する
 - ・ 比準要素および類似業種の株価（1株当たり資本金等の額50円換算の金額）

	X社	類似業種
1株当たりの年配当金額	***円	2.8円
1株当たりの年利益金額	***円	14円
1株当たりの簿価純資産価額	408円	182円
類似業種の株価	-	125円

- ・ X社は特定の評価会社等には該当しない

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問63》 Aさんは、検討の結果、従業員持株会制度を発足させ、持株のうち160株を従業員持株会に譲渡することとした。従業員持株会は、同族株主等に該当しないため、配当還元価額により譲渡することとした。X社の株式の1株当たりの配当還元価額を、の順序に従い求めなさい。それぞれ計算過程を示し、答は円単位とすること。なお、端数処理は、1株（50円）当たりの年配当金額は10銭未満を、1株当たりの配当還元価額は円未満を、それぞれ切り捨てること。

1株（50円）当たりの年配当金額

1株当たりの配当還元価額

《問64》 X社の類似業種比準方式による1株当たりの相続税評価額を、の順序に従い求めなさい。それぞれ計算過程を示し、答は円単位とすること。なお、端数処理は、1株（50円）当たりの年配当金額は10銭未満を、1株（50円）当たりの年利益金額は円未満を、計算過程における各要素別比準割合および比準割合は小数点以下第2位未満を、1株（50円）当たりの類似業種比準価額は10銭未満を、さらにX社株式の1株当たりの類似業種比準価額は円未満を、それぞれ切り捨てること。

1株（50円）当たりの年利益金額

1株当たりの類似業種比準価額

《問65》 従業員持株制度を導入した場合のオーナー側のメリットおよびデメリットを、それぞれ2つ挙げなさい。

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

資 料

所得税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
千円超	千円以下	%	千円
	1,950	5	-
1,950	~ 3,300	10	97.5
3,300	~ 6,950	20	427.5
6,950	~ 9,000	23	636
9,000	~ 18,000	33	1,536
18,000	~	40	2,796

住民税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
千円超	千円以下	%	千円
一律		10	-

公的年金等控除額

受給者の年齢	その年中の公的年金等の 収入金額の合計額(A)	公的年金等控除額
65歳以上の人	3,300千円未満	1,200千円
	3,300千円以上 4,100千円未満	$(A) \times 25\% + 375$ 千円
	4,100千円以上 7,700千円未満	$(A) \times 15\% + 785$ 千円
	7,700千円以上	$(A) \times 5\% + 1,555$ 千円
65歳未満の人	1,300千円未満	700千円
	1,300千円以上 4,100千円未満	$(A) \times 25\% + 375$ 千円
	4,100千円以上 7,700千円未満	$(A) \times 15\% + 785$ 千円
	7,700千円以上	$(A) \times 5\% + 1,555$ 千円

給与所得控除額

給与収入金額	給与所得控除額
千円超 千円以下	
1,800	収入金額 $\times 40\%$ (650千円に満たないときは650千円)
1,800 ~ 3,600	収入金額 $\times 30\% + 180$ 千円
3,600 ~ 6,600	収入金額 $\times 20\% + 540$ 千円
6,600 ~ 10,000	収入金額 $\times 10\% + 1,200$ 千円
10,000	収入金額 $\times 5\% + 1,700$ 千円

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
10,000千円以下	10%	-
10,000千円超 30,000千円以下	15%	500千円
30,000千円超 50,000千円以下	20%	2,000千円
50,000千円超 100,000千円以下	30%	7,000千円
100,000千円超 300,000千円以下	40%	17,000千円
300,000千円超	50%	47,000千円

贈与税の速算表

基礎控除および配偶者控除後の課税価格	税率	控除額
2,000千円以下	10%	-
2,000千円超 3,000千円以下	15%	100千円
3,000千円超 4,000千円以下	20%	250千円
4,000千円超 6,000千円以下	30%	650千円
6,000千円超 10,000千円以下	40%	1,250千円
10,000千円超	50%	2,250千円

普通法人における法人税の税率表

	課税所得金額の区分	税率
資本金または出資金 1 億円超の法人	所得金額	30%
その他の法人	年8,000千円以下の所得金額 からなる部分の金額	18%
	年8,000千円超の所得金額 からなる部分の金額	30%